

# 東京都台東区立健康増進センター条例施行規則

令和6年6月27日

台東区規則第47号

東京都台東区立健康増進センター条例施行規則（平成6年5月台東区規則第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、東京都台東区立健康増進センター条例（令和6年6月台東区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定手続）

第2条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、台東区立健康増進センター指定管理者指定申請書（第1号様式）により東京都台東区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
- （2） 役員名簿
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 経営状況に関する書類
- （5） その他区長が必要と認める書類

3 区長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者に指定したものに対し、台東

区立健康増進センター指定管理者指定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（利用の手続等）

第3条 条例第12条の規定により東京都台東区立健康増進センター（以下「センター」という。）のトレーニング室を利用しようとする者は、台東区立健康増進センタートレーニング室利用登録申請書（第3号様式）に健康づくり調査票（第4号様式）を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の申請を承認したときは、台東区立健康増進センタートレーニング室利用カード（第6号様式。以下「トレーニング室利用カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 条例第12条の規定によりセンターの集会室を利用しようとするものは、台東区立健康増進センター集会室利用申請書（第5号様式）を利用日の3月前の日の属する月の1日から利用日の当日までに指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の利用の申請を承認したときは、台東区立健康増進センター集会室利用承認書兼領収書（第7号様式。以下「集会室利用承認書兼領収書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

5 利用の承認は、原則として申請の順序による。

6 集会室を継続して利用する場合の承認は、2日を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでな

い。

(トレーニング室の利用承認期間)

第4条 トレーニング室の利用承認の期間(以下「利用承認期間」という。)は、承認した日から1年間とする。

(受付時間)

第5条 センターの受付時間は、条例第10条に規定する利用時間内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用方法)

第6条 第3条の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)がセンターの施設を利用するときは、トレーニング室利用カード又は集会室利用承認書兼領収書を係員に提示しなければならない。

2 トレーニング室の利用者がトレーニング室を利用するときは、トレーニング利用券(第8号様式)を購入しなければならない。

3 健康度測定を受ける者は、健康度測定利用券(第9号様式)を購入しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定によりセンターの施設の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及び減額又は免除の別は、次のとおりとする。

(1) トレーニング室 第3条第1項の申請において健康度測定を受けた者(当該申請をした日前5年以内に利用承認期間がない場合に限る。)が利用するとき 減額

(2) 集会室

イ 国、地方公共団体その他公共的団体が公共の福祉のために利用するとき 減額又は免除

ロ イに準ずるものと区長が認めるとき 減額又は免除

第8条 前条第1号の規定によりトレーニング室の利用料金の減額を受けようとする者は、第3条第1項の申請に当たって、台東区立健康増進センタートレーニング室利用料金減額申請書（第10号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、台東区立健康増進センタートレーニング室減額利用カード（第11号様式。以下「トレーニング室減額利用カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 トレーニング室の利用料金の減額の承認期間は、承認した日から1年間とする。

4 トレーニング室の利用料金の減額を受けようとするトレーニング室の利用者は、トレーニング室利用カード及びトレーニング室減額利用カードを係員に提示しなければならない。

5 前条第2号の規定により集会室の利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、第3条第3項の申請に当たって、台東区立健康増進センター集会室利用料金減額・免除申請書（第12号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（集会室の利用の変更等）

第9条 集会室の利用者が、その利用日若しくは利用区分を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、台東区立健康増

進センター集会室利用変更・取消申請書(第13号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、利用の変更をしようとするときは、利用日の7日前までに申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、利用の変更又は取消しを承認したときは、台東区立健康増進センター集会室利用変更・取消承認書(第14号様式)を当該利用者に交付するものとする。
- 3 前項の規定により利用の変更を承認された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対して不足額を生じるときは、当該利用者は直ちに当該不足額を納入しなければならない。

(利用料金及び手数料の還付)

第10条 条例第17条第1項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰さない事由により利用することができなくなったとき 利用料金の全額
- (2) 条例第20条第3号又は第5号の規定により利用の承認を取り消し、又は停止したとき 利用料金の全額
- (3) 集会室の利用者が利用の変更の承認を受け、既納の利用料金に過誤納が生じたとき 過誤納の全額
- (4) 集会室の利用者が利用日の2月前までに利用の取消しを申し出たとき 利用料金の全額
- (5) 集会室の利用者が利用日の15日前までに利用の取消しを申し出たとき 利用料金の8割相当額
- (6) 集会室の利用者が利用日の7日前までに利用の取消しを

申し出たとき 利用料金の5割相当額

2 前項に規定する還付を受けようとする利用者は、台東区立健康増進センター集会室利用料金還付申請書(第15号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 条例第17条第2項ただし書の規定により手数料を還付する場合は、健康度測定を受ける者の責に帰さない事由により、健康度測定を受けることができなくなった場合とし、手数料の全額を還付する。

(利用承認の取消等の通知)

第11条 指定管理者は、条例第20条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、台東区立健康増進センター利用承認取消・制限・停止通知書(第16号様式)を交付するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の東京都台東区立健康増進センター条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前にこの規則による改正前の東京都台東区立健康増進センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により区長が行った使用の承認等の処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に旧規則の規定により区長になされている使用の申請その他の行為で、施行日以後において指定管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、新規則の規定により指定管理者が行った利用の承認等の処分その他の行為又は指定管理者になされている利用の申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則施行の際、旧規則第3号様式による台東区立健康増進センタートレーニング室使用カード及び旧規則第7号の2様式による台東区立健康増進センタートレーニング室減額使用カードで、現に効力を有するものは、新規則第6号様式によるトレーニング室利用カード及び新規則第11号様式によるトレーニング室減額利用カードとみなす。
- 5 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。